

火災防ぎょ計画の策定状況等に関する 調査結果及び取組方針（案）

総務省消防庁

火災防ぎょ計画の策定状況等に関する調査（概要）

火災防ぎょ計画について

- 火災防ぎょ計画とは、消防本部が効率的に消防活動を行うため、地域特性を勘案した活動の重点や消防水利の確保等について、事前に定めておく計画のこと。
- 消防庁では、平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災を受け、全国の消防本部に対し、大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定及び当該地域の火災防ぎょ計画の策定を依頼。
- 消防本部は、消防活動の困難性や延焼危険度等を踏まえ、管内における延焼危険地域の有無を確認し、必要と認める地域を**延焼危険地域として指定**するとともに、**当該地域に対する火災防ぎょ計画を策定**。

火災防ぎょ計画の策定状況等に関する調査について

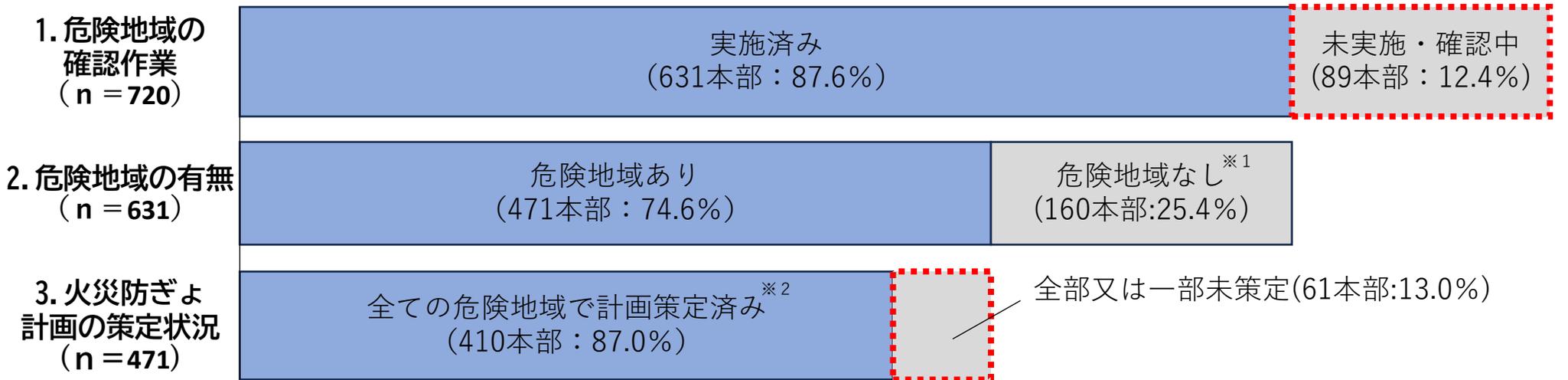
- 調査対象
全消防本部（720本部）
- 実施期間
令和7年12月12日（金）～令和8年1月9日（金）
- 回収状況
回収率 100%（720本部）

火災防ぎょ計画の策定状況等について

調査結果

- 危険地域の指定作業を行っている消防本部は全体の87.6%であった。【図I-1】
- 危険地域の指定作業を行っている消防本部のうち、管轄内に危険地域がある消防本部は74.6%であり【図I-2】、そのうち、火災防ぎょ計画を策定している消防本部は、87.0%であった。【図I-3】

【図I】火災防ぎょ計画の策定状況等



※1 鉄筋コンクリート造の建築物がほとんどで木造建築物の割合が低い等。 ※2 1箇所でも危険地域の消防計画を策定している消防本部は444本部。

課題と対策の方向性

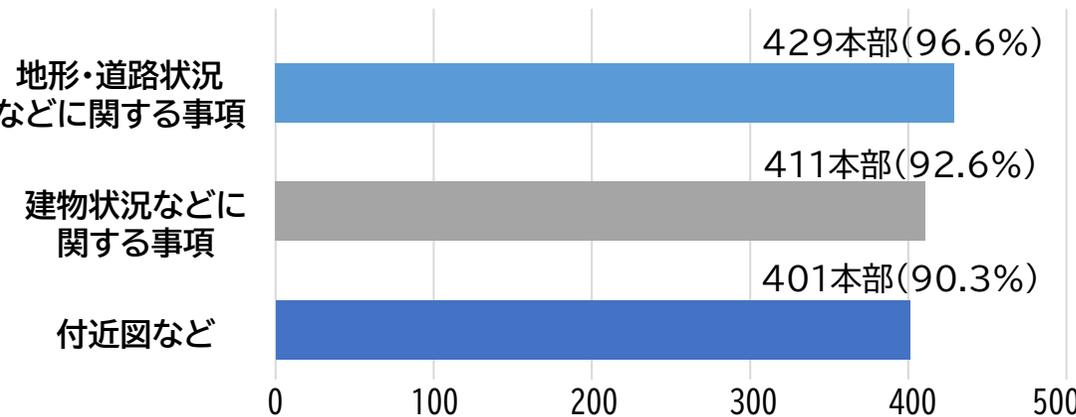
- 管轄内に危険地域があるかどうかの確認が行われていない消防本部や、管轄内に危険地域がありながら火災防ぎょ計画を策定していない消防本部がある。（上図中、赤色破線）
- 市街地における大規模火災の発生を防ぐため、**速やかな危険地域の指定及び火災防ぎょ計画の策定**を促していくことが必要ではないか。

地域特性に関する記載事項について

調査結果

- 地形・道路状況などに関する事項を記載している消防本部は96.6%、建物状況などに関する事項を記載している消防本部は92.6%、付近図などを記載している消防本部は90.3%であった。【図Ⅱ】

【図Ⅱ】 記載している内容【複数回答可】 n = 444本部 ※1箇所でも危険地域の消防計画を策定している消防本部数（以降、本資料において同じ。）

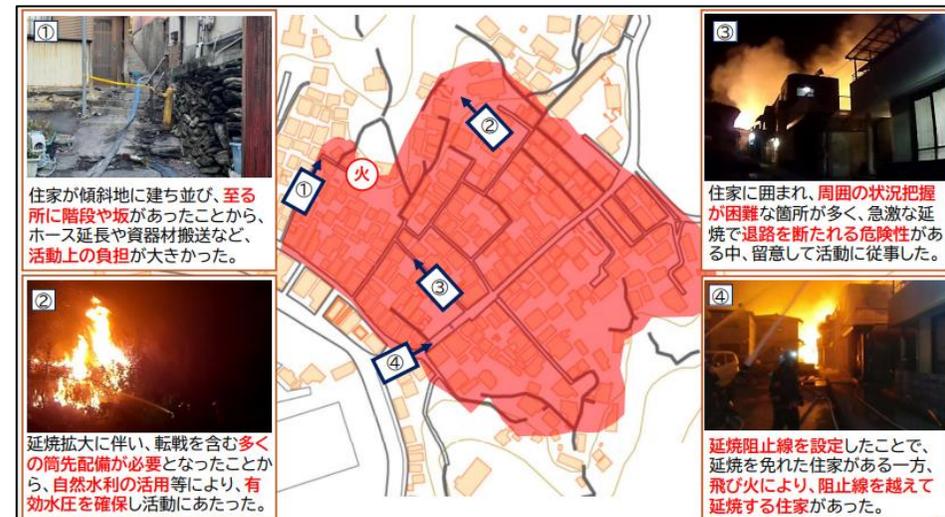


【主な記載内容】

- ・ 道路幅員
- ・ 消防車両の通行可否
- ・ 階段、傾斜地など高低差
- ・ 建物配置や空地、空き家の状況
- ・ 老人養護施設など要支援者がいる施設 など

課題と対策の方向性

- 地域特性を地図にまとめている消防本部は多いが、記載されている内容や粒度は多種多様。
- 大分市大規模火災における佐賀関地区の特徴と消防活動への影響（右図参照）を踏まえ、**消防活動に影響を及ぼす可能性がある地域特性**（消防車両やホースカー等の通行可否、傾斜地に関する情報、自然水利の部署位置、延焼阻止線の設定位置等）について、計画への記載が必要ではないか。



地域特性に関する記載事項について

塩釜地区消防事務組合消防本部

○道路ごとの車両進入可否や、一般の地図には記載がない獣道等について明示しているほか、当該地域が傾斜地にあることについて言及し、安全管理上の留意事項について記載している。

様式第1号（第20条関係）

密集危険区域警防活動計画

整理番号	第 5 号			
区域・町名 (丁目番地)	市 番地内 西側一帯			
区域(地域)の特性	この地域は市道線の東側に位置し高台で古民家が多い地域である。			
出動隊名	塩釜1	塩釜2	化学1	多賀城2
	水槽1	救助1	化学3	利府2
第2出動以外の出動については、現場最高指揮者の判断による。				
水利状況	区域内水利	区域内に250mm消火栓が1箇所あるが高台のため水量・水圧を考慮する必要がある。		
	隣接区域の水利	区域南側には40t貯水槽1基・150mm消火栓1箇所、西側に150mm消火栓2箇所、北側に300mm1箇所と350mm1箇所の消火栓がある。		
防ぎょ活動時における活動方針の重点項目	道路狭隘地区のため先着隊は後着隊の活動障害とならないよう部署位置を考慮し連絡を密にして包囲した部署隊形に務めること。			
人命救助を必要とする箇所及び対策	防火対象物はないが、一般住宅での災害時要援護者を想定し情報収集する必要がある。			
避難誘導の場所及び対策	区域内には公園や広場等はなく北西側に梅の宮神社がありそれぞれに拡声器等を使用した誘導が必要である。			
爆発物、危険物等の有無及び数量	特になし。			
その他警防上・安全管理上の注意事項	傾斜地域で道路凍結時には、階段等で転倒受傷等の安全管理が必要である。			

2号車は進入可能だが1号車は進入不可



密集地域への進入口



2号車は進入可能だが1号車については
曲がり角に石が積み上げられており、電柱やミラーがあるため進入不可

外周の赤線は、区域を表し、区域内の赤線は車両通行不能を表す。
黄色線は、1号車クラス走行可能を表す。
青線（斜め線含む）は、2号車クラス走行可能を表す。



2号車は進入可能だが1号車は進入不可



獣道があり、歩行者のみ進入可能



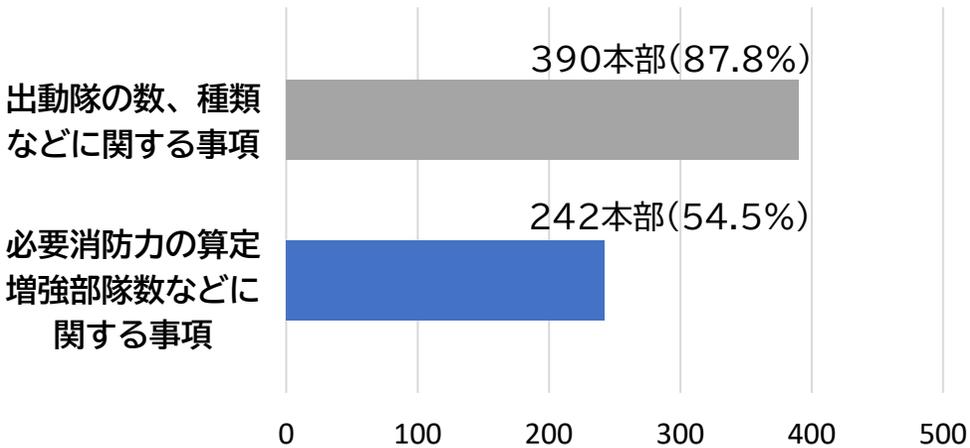
道は塞がれてしまっているが、隣にある駐車場から歩行者のみ進入可能

部隊運用に関する記載事項について

調査結果

- 出動隊の数、種類などに関する事項を記載している消防本部は87.8%、必要消防力の算定、増強部隊数などに関する事項を記載している消防本部は54.5%であった。【図Ⅲ】

【図Ⅲ】 記載している内容【複数回答可】 n = 444本部



【記載している主な内容】

- ・ 覚知時点における出動隊の数や種類
- ・ 出動隊の任務及び活動概要
- ・ 指定地域での火災は、通常出動体制よりポンプ隊を増隊する
- ・ 小型の車両に乗り換え出動する など

課題と対策の方向性

- 初動の出動隊数を定めている消防本部は多いが、延焼拡大した場合に必要な部隊数を、あらかじめ定めている消防本部は少ない。
- 延焼シミュレーション等を活用し、**最悪の場合を想定した焼損エリア**を予想し、延焼状況に応じた**必要部隊数を計画**しておくことが必要ではないか。

部隊運用に関する記載事項について

いわき市消防本部

○延焼拡大シミュレーション図を計画に記載し、延焼規模に応じた部隊配置について検討しやすくしている。

警防計画書 (その2)		No.	— 1				
作成(修正)年月日		7	年	10	月	27	日
計画名称	特別消防活動指定区域警防計画	区域名	町	所属	消防署		
項目	内容						
地 形 道路状況	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内には、市道が東西に3本走っている。(3本の内、中央及び南側の市道は消防車両進入不可)。 ・ネオン看板等が道路上に突き出ているため部署時に高さ、幅寄せに注意する。 ・路上駐車両多数あり。特に夜間のホース延長時に注意する。 ・東側の通り上、西側の通り上、南側の市道線上及び北側の国道号上のみ梯子車は設置可能である。 						
建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ・3～4階建ての雑居ビルが密集している。 ・隣棟間隔が狭い(特に東西間が2m未満多数)。 ・古い雑居ビル群に古い木造住宅が点在している。 ・防火造及び無窓階の雑居ビルが多い。 						
水利状況	<ul style="list-style-type: none"> ・街区周囲の消火栓は基準内である。 ・路上駐車多いため水利上に駐車されている可能性あり。 ・建物通路をホースラインに利用し、ホース延長本数を減らす。その際、飲酒客等に注意する。 						
活動の重点	<ul style="list-style-type: none"> ・隣棟間隔が狭いため強風時には積極的に応援隊を要請する。 ・夜間は飲酒目的の不特定多数者が多いため早期に警察に規制を依頼する。 ・隣棟間隔が狭く、さらに2階以上の建物が多いため三連梯子及びびかざり梯子を積極的に使用し、立体的に消火活動を行う。 						
救助・避難誘導対策	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な避難は館内(営業時間内)とする。 ・パーキング、駐車場及び駐車場東側空地にも避難可。避難場所は統一すること。 ・雑居ビル各テナント内における逃げ遅れ者等の確認を徹底する。 						
安全管理上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・雑居ビルにパラベットが多数見受けられるため頭上に注意する。 ・通路が狭く素早い退避が難しいため、外壁の落下及び建物倒壊の兆候に注意し安全管理者を置く。 ・飲酒客等の予測不能の行動に十分注意する。 ・電線が低い位置を通っているため、感電に注意する。 ・吸排気口を統制し、対面放水に注意する。 						
その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水損防止を踏まえた活動を実施する。(水損防止シート設定、筒先数の設定) <p>【強風時の活動について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延焼拡大方面(風下)に筒先を集中的に配備し消火活動にあたる。 ・活動隊員の安全管理を十分に考慮する。 ・高層建築物の風下側及び建物間の路地等は、風速が増し風が巻く等により飛び火の危険性が高いため、飛び火への警戒を怠らないよう考慮する。 ・長時間の活動が予想されることから100トン容量の防火水槽や消火栓への水利部署し十分な水量を確保する。 ・空地や道路等を利用して防御線を早期に選定する。 ・付近住民が速やかに避難できるように早期の広報を実施する。 						

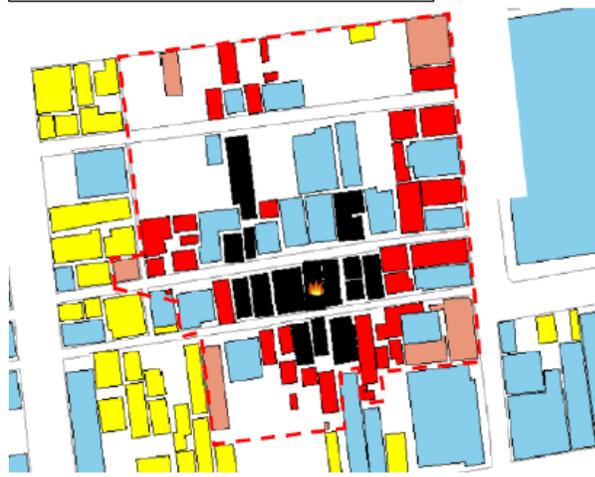
出火7分後



出火20分後



放任火災シミュレーション
(火災発生から2時間後)

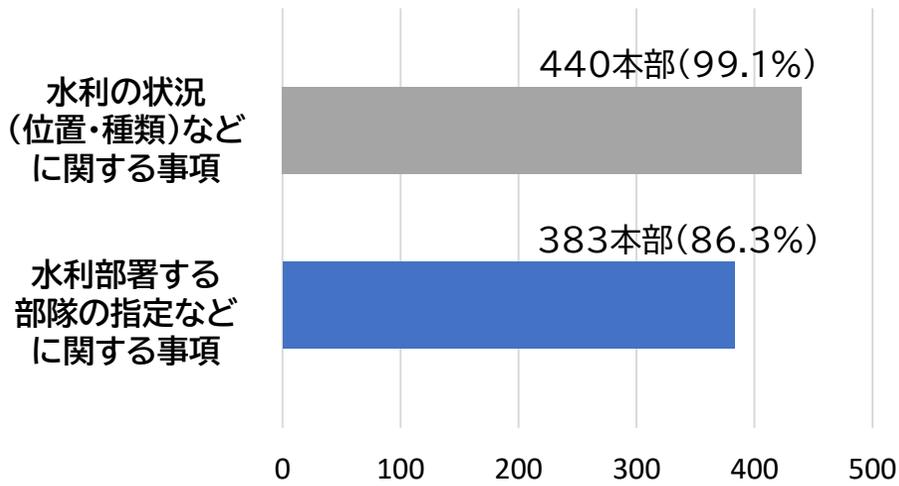


消防水利に関する記載事項について

調査結果

- 水利の状況（位置、種類）などに関する事項を記載している消防本部は99.1%、水利部署する部隊の指定などに関する事項を記載している消防本部は86.3%であった。【図IV】

【図IV】 記載している内容【複数回答可】 n = 444本部



【記載している主な内容】

- ・ 水利種別（消火栓、防火水槽など）や水道配管口径
- ・ 水利に部署する部隊を明記している
- ・ 使用水利の優先順位を定めている
- ・ 大量放水を考慮し、河川からの水利確保に努める など

課題と対策の方向性

- 使用水利や活動隊を定めている消防本部は多いが、生コン組合や地方整備局等の関係機関との具体的な連携要領を定めている消防本部は少ない。
- 災害発生時の速やかな連携体制を確保するため、**協定締結事業者との連携要領**等について、計画に盛り込むことが必要ではないか。

消防水利に関する記載事項について

能美市消防本部

○消火栓の配管口径や防火水槽の容量を地図上に明示し、取水可能隊数を記載している。さらに、関係機関によるミキサー車給水場所を地図上に明示している。



(抄)

住宅密集地 (水利位置・管網・車両進入不可・ミキサー車給水位置)

〔吹き出し上段は消防水利の識別番号、下段は性能等を表す。〕

◎消火栓選定の原則 (※当該住宅密集地に配管口径75mmの消火栓は無い。)

配管口径	75mm	100mm	150mm	200mm以上
取水可能隊数	1隊	2隊	3隊	4隊

◎車両進入不可 (道幅4m以下)

◎防火水槽選定の原則

防火水槽	部隊数
40立方メートル	2隊
100立方メートル	4隊

◎ミキサー車給水場所

■ …図書館・保育園駐車場または防災センター (消防署屋外訓練場) とする。

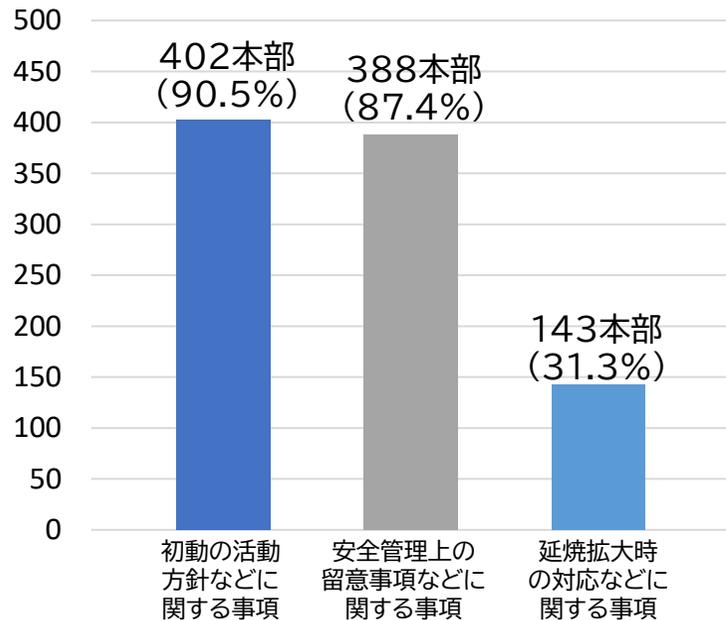
※消防本部の火災防ぎょ計画をもとに、個人情報等が含まれないよう消防庁により再構成

活動総論に関する記載事項について

調査結果

- 初動の活動方針などに関する事項を記載している消防本部は90.5%、安全管理上の留意事項などに関する事項を記載している消防本部は87.4%、延焼拡大時の対応などに関する事項を記載している消防本部は31.3%であった。【図V】

【図V】 記載している内容【複数回答可】 n = 444本部



【活動方針に関する主な記載内容】

- ・ 延焼方向建物の避難誘導及び検索救助を優先的に行う
- ・ 筒先配備を指定し速やかに包囲体制をとる
- ・ 延焼拡大危険方向など優先的に筒先を配備する など

【安全管理に関する主な記載内容】

- ・ 老朽建築物が多いことから、倒壊に巻き込まれないように留意する
- ・ 道路幅員が狭いことから、ホースのつまずき等による事故に留意する
- ・ 急速な延焼拡大に備え、退路を常に把握すること など

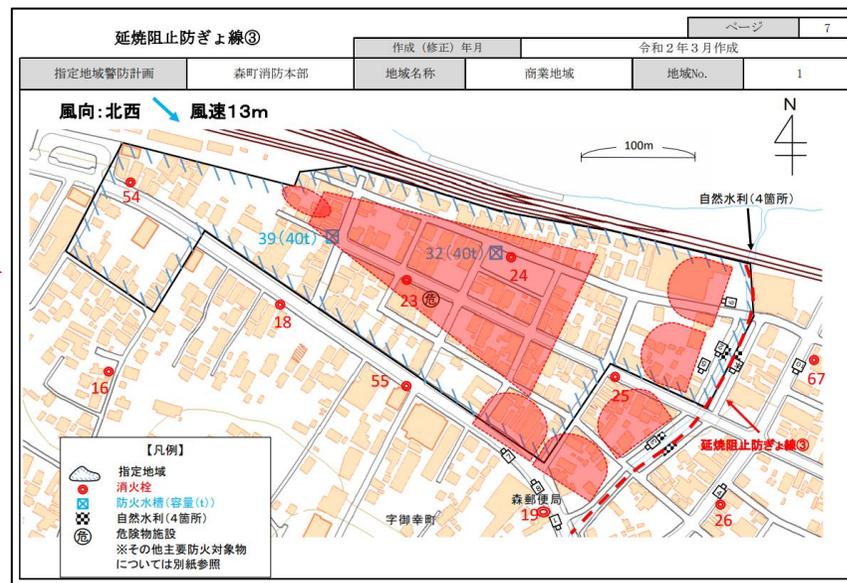
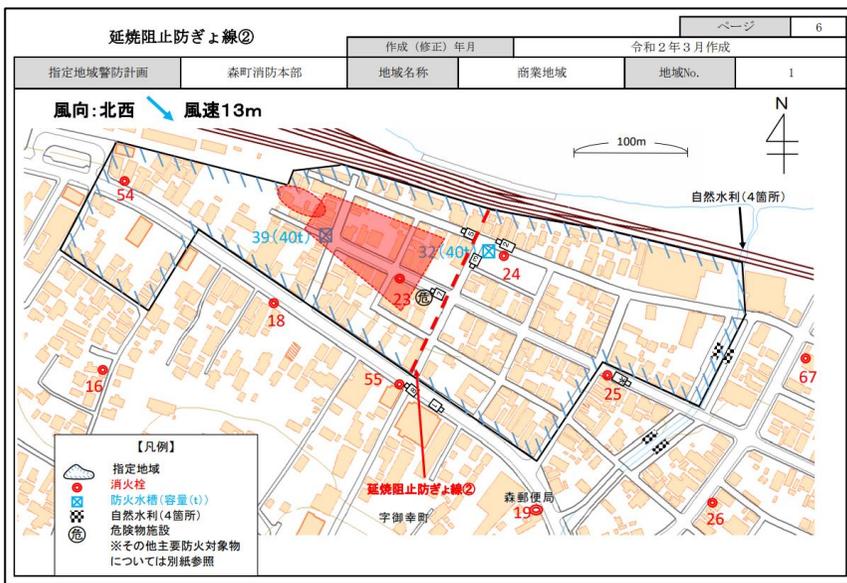
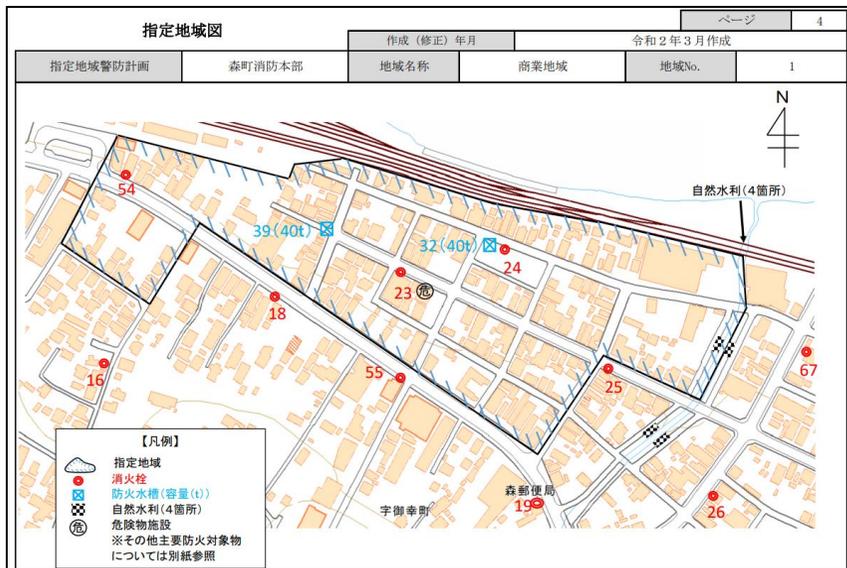
課題と対策の方向性

- 初動の活動方針を定めている消防本部は多いが、延焼拡大時の対応について定めている消防本部は少ない。
- 急激に延焼が拡大した場合にも適切に対応するため、**延焼状況に応じた活動方針**や**密集市街地における活動の安全性確保**に関する事項を計画に盛り込むことが必要ではないか。

活動総論に関する記載事項について

森町消防本部

○延焼拡大に応じた延焼阻止線（延焼阻止防ぎよ線）の設定要領について、具体的に記載している。

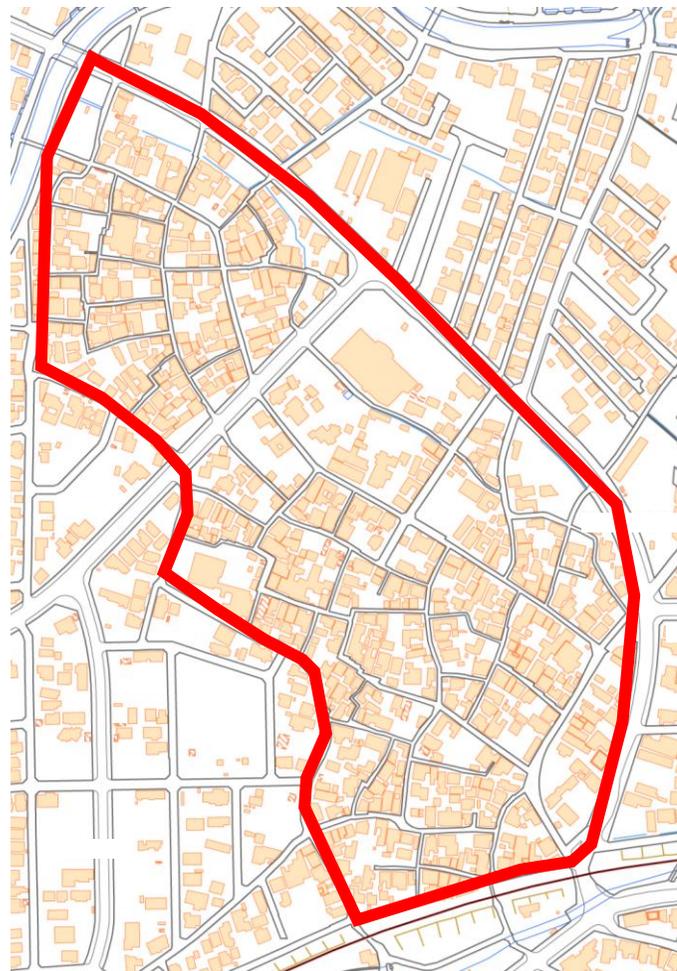


赤穂市消防本部

○退路確保の必要性について計画に盛り込んでいる。

警防計画説明書 (その2)							ページ		3					
指定地域警防計画		赤穂	消防署	地域名称	■■■■地区	地域No.	2	作成(修正)年月日	30	年	10	月	16	日
項目	内容													
地形 道路状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の東側から北側にかけて国道■■■■号線があり、南側はJ R■■■■線の敷道に接し、北側は■■■■川に接している。 ・道路は東側・北側・西側の道路を除き幅員が狭く、タンク車の進入は困難な地域である。 ・道路は迷路状に入り組んでいることから、隊員の退路の確保に留意する。 													
建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅が大半を占めており、老朽化した建築物が混在する密集地であることから延焼危険は非常に高く、火災による家屋の倒壊にも注意が必要である。 ・古い年代に製造された屋根やスレートは隙間から火の粉が侵入し、早期に着火に至る可能性がある。 													
水利状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓は比較的多い地域ではあるが、配管口径が小さいことから、努めて配管口径100mm以上の消火栓に部署する。 ・塩屋川及び防火水槽は、主に第2出動隊及び消防団が使用する。 ・長時間の活動となる場合、防火水槽への補水体制を確保する。 													
活動の重点	<ul style="list-style-type: none"> ・風向、風速及び延焼状況により、飛火警戒隊を指定し、具体的な警戒範囲を早期に決定する。 ・強風下においては、風下側への水利部署は避け、風横側とする。 ・現場指揮本部は、当該地域北側の国道等、安全な場所に部署するとともに、状況により前進指揮所を設置する。 ・防災ヘリを活用した上空からの情報収集や消火について検討し、必要に応じ要請を行う。 ・応援隊の集結場所は国道沿いとし、各隊に指揮本部から具体的な任務を付与する。 													
救助・避難誘導対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線を活用した住民への避難勧告・避難指示を行う。 ・防災ヘリ・はしご車等の上空からの避難誘導を行う。 ・避難場所は近隣の■■■■公園または■■■■公園等とする。 													
安全管理上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼拡大要因となるような危険物の有無を確認する。 ・プロパンガスボンベを使用していることから、関係機関と協力し早期除去を考慮する。 ・老朽建築物も多いことから、消火活動及び残火処理時の建物倒壊に留意する。 													

【参考】当該地区の道路状況（地理院地図）

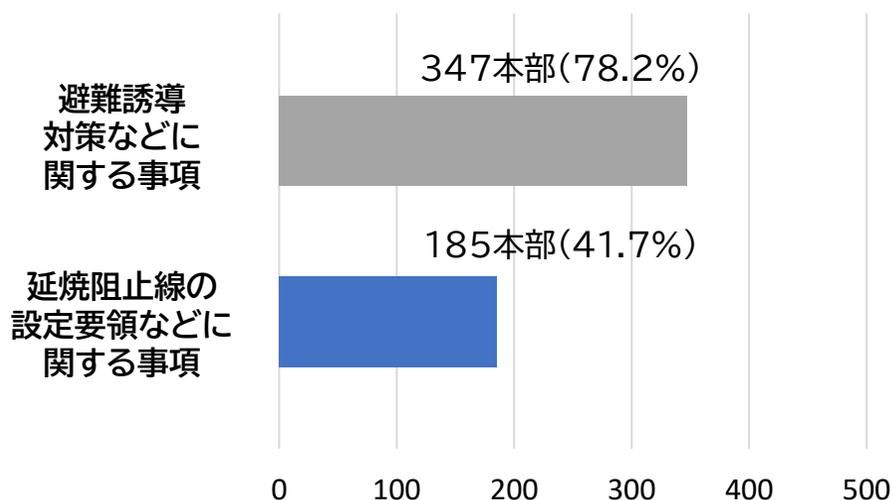


活動各論に関する記載事項について

調査結果

- 避難誘導対策などに関する事項を記載している消防本部は78.2%、延焼阻止線の設定要領などに関する事項を記載している消防本部は41.7%であった。【図VI】

【図VI】 記載している内容【複数回答可】 n=444本部



【主な記載内容】

- ・ 早期に広報を実施し住民の速やかな避難を促す
- ・ 空地や道路等を利用して延焼阻止線を設定する
- ・ 道路幅員に応じて、複数の延焼阻止線を設定している など

課題と対策の方向性

- **消火活動と並行した避難誘導対策**について計画しておくことが必要ではないか。
- **延焼阻止線の具体的内容**（防ぎょ距離と必要放水量、部隊数等）を定めている消防本部が少ないことから、代表的な設定要領を提示し、計画に盛り込むことが必要ではないか。

活動各論に関する記載事項について

彦根市消防本部

○延焼阻止線の設定要領について、具体的に記載している。

道路狭隘地区警防計画（抄）

3 延焼阻止線設定要領

- (1) 延焼阻止線は、有効河川または幅員のある道路、空地、耐火建物群などを境として、街区内の火災を徹底的に消火し、火流を延焼阻止線から迎え撃つ。
- (2) 延焼阻止線の所要消防力の設定は、概ね一口の火面長を 10m 以内として算定する。
- (3) 延焼阻止線の投入部隊は、主として消防団を充て、指揮本部から指名を受けた常備消防隊が注水位置、方向を指示する。
- (4) 火勢を弱めるため、延焼阻止線に近い延焼街区内の建物にも適宜注水を行う。
- (5) 大火流が延焼阻止線に到達するまでの間、火流の両側面から消火し、少しでも延焼阻止線到達時の火面幅を小さくすることも考慮する。
- (6) 火流が延焼阻止線に到達する直前になれば、一斉に放水を始め、火勢を弱めて反対側の街区への延焼を阻止する。
- (7) 地表の火流等を常に確認するとともに、上空の飛び火にも細心の注意を払い、飛び火が延焼阻止線を越えないよう常に監視する。

高山市消防本部

○消防隊が行う救助・避難誘導について、具体的に記載している。

救助・避難 誘導対策

要救護者が住居する世帯について、早期救助に当たる。（1件台帳登録あり）

延焼方向の避難、救助を優先し、同時に避難路を確保する。

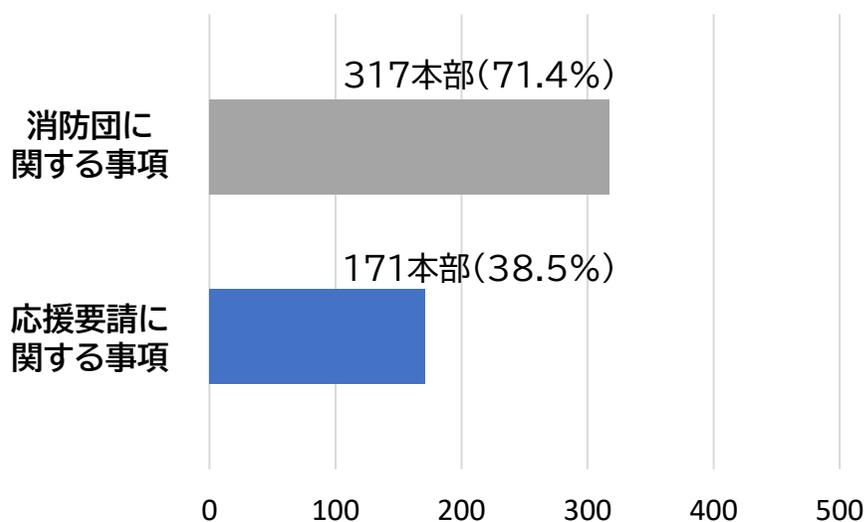
避難先は、指定避難場所：煥章館とし、延焼状況によっては避難勧告、避難指示を市と連携して実施する。

連携・応援に関する記載事項について

調査結果

- 消防団に関する事項を記載している消防本部は71.4%、応援要請に関する事項を記載している消防本部は38.5%であった。【図Ⅶ】

【図Ⅶ】 記載している内容【複数回答可】 n = 444本部



【主な記載内容】

- ・ 消防団により、延焼方向からの避難誘導を実施する
- ・ 消防団を防火水槽への充水隊として指定し、継続的な消火活動を実施する
- ・ 出火ブロックを越えて他のブロックへ延焼した場合に応援要請
- ・ 延焼規模に応じ、出動区分を定めて応援要請の判断を明確にしている など

課題と対策の方向性

- **消防団の車両、資機材等を勘案した具体的な連携**内容について、計画に盛り込むことが必要ではないか。
- 応援要請の目安となる焼損棟数や面積等を定めている消防本部が少ないことから、速やかな応援体制を確保するため、**市街地火災における応援要請の目安**を提示し、計画に盛り込むことが必要ではないか。

府中町消防本部

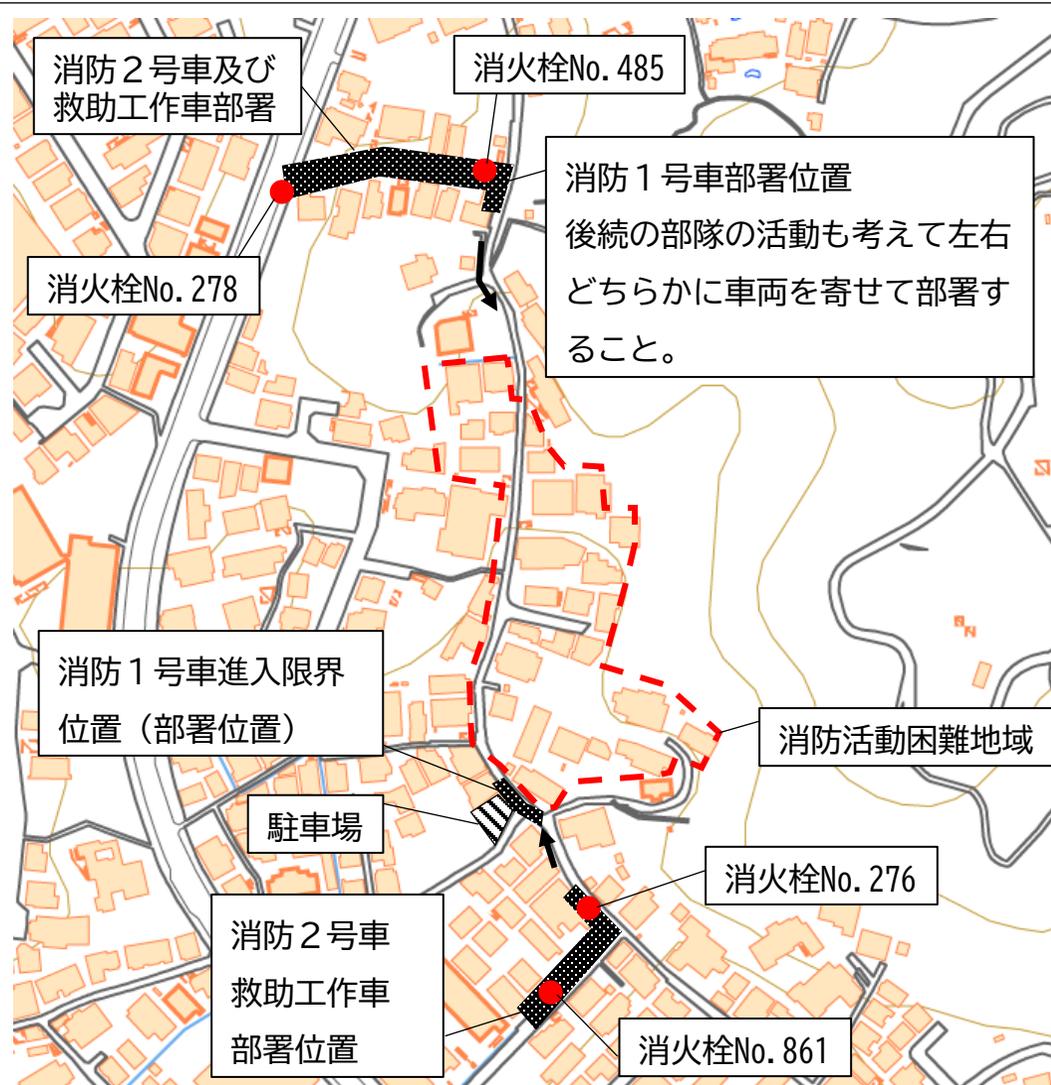
○消防団の活動について、具体的な内容を定めている。

消防活動困難地域消防計画（抄）

（消防団の基本的活動）

消防団の活動については、原則として現場指揮者の指揮下に入り常備消防隊の活動支援が主となるが、消火栓への部署が必要な場合には、消火栓No.861（予備的に消火栓No.276）へ部署することとし、新たに筒先包囲態勢の確保が必要な場合には、消火栓No.485への部署による包囲態勢での消火活動も考慮する。

また、大火の場合には、更に大きな筒先包囲態勢を取るか、風向きや延焼状況を勘案して必要な場合には住民の避難誘導を優先して行うこととする。



※消防本部の火災防ぎょ計画をもとに、個人情報等が含まれないよう消防庁により再構成

火災防ぎょ計画に関する取組方針（案）

延焼拡大時における対応体制の強化

- 延焼危険地域において、**急激に延焼が拡大した場合にも、適切な消防活動を継続**するため、消防庁が、延焼拡大時の活動方針、必要消防力の算定、延焼阻止線の設定要領など、**密集住宅市街地等における火災防ぎょ計画の策定要領を作成**し、消防本部に周知してはどうか。

優良事例の水平展開

- 大分市大規模火災の教訓を踏まえ、火災防ぎょ計画の実効性を確保するため、今回の調査結果を基に、全国の消防本部における**優良事例を水平展開**してはどうか。

（優良事例の例）

地域特性	消防活動に影響を及ぼす可能性がある地域特性（狭隘路、傾斜地、空き家等）に関する事項 など
部隊運用	延焼シミュレーション等を活動した焼損エリアの予想と必要部隊数に関する事項 など
消防水利	消防水利の確保に資する関係機関との連携に関する事項 など
消防団との連携	消防団の車両、資機材等を勘案した具体的な連携についての記載など